

議案第49号

つくばみらい市立保育所条例の一部を改正する条例

つくばみらい市立保育所条例（平成18年つくばみらい市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表つくばみらい市立伊奈第4保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年11月28日提出

つくばみらい市長 片庭正雄 

提案理由

平成30年4月1日から、つくばみらい市立伊奈第4保育所の運営をつくばみらい市社会福祉協議会に移行するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市立保育所条例(平成18年つくばみらい市条例第62号)新旧対照表

改正案			現行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
つくばみらい市立伊奈第1保育所	つくばみらい市山王新田1253番地	60人	つくばみらい市立伊奈第1保育所	つくばみらい市山王新田1253番地	60人
つくばみらい市立伊奈第2保育所	つくばみらい市小張4705番地	80人	つくばみらい市立伊奈第2保育所	つくばみらい市小張4705番地	80人
(削る)	(削る)	(削る)	つくばみらい市立伊奈第4保育所	つくばみらい市狸穴1072番地45	90人
つくばみらい市立谷和原第1保育所	つくばみらい市仁左衛門新田641番地	80人	つくばみらい市立谷和原第1保育所	つくばみらい市仁左衛門新田641番地	80人
つくばみらい市立谷和原第2保育所	つくばみらい市上小目600番地	100人	つくばみらい市立谷和原第2保育所	つくばみらい市上小目600番地	100人